プロジェクト	IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計
項目	IASB 情報要請「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計の要求事項」への対応

I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2026 年 9 月 28 日に情報要請「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計の要求事項」（以下「本情報要請」という。）[1]を公表している（コメント期限：2027 年 1 月 26 日）。

2. 本情報要請に先立ち、2026 年 3 月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム（以下「ASAF」という。）会議で、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）におけるヘッジ会計の要求事項の適用後レビュー（以下「本 PIR」という。）に関するセッションが設けられた。企業会計基準委員会（ASBJ）は、第 252 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 23 日開催）及び第 79 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2026 年 3 月 18 日開催）にて、本セッションにおける ASBJ の発言案についてご意見を伺った。

3. 本資料では、本情報要請の概要をご説明し、本情報要請に対するコメント・レターにおける対応方針案について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本情報要請の概要

本情報要請の質問の概要

4. 本情報要請には、次の質問項目が示されている。回答者は質問のすべて又は一部に回答することにより情報を提供することができるとされている。

番号	質問項目
質問 1	IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価
質問 2	IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の全体的な評価
質問 3	この適用後レビューに関連性のあるその他の事項

[1] 本情報要請及びその日本語訳は以下に掲載している。また、本資料内に記載している本情報要請のページ番号は以下に掲載されている本情報要請の日本語訳のものである。
https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2026/2026-0928.html

質問１　IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価

（IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項）

5. IASB は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の目的は、財務諸表において、企業のリスク管理活動の影響を表現することと述べている。企業のリスク管理活動とは、純損益（又は、企業が公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品に対する投資の場合には、その他の包括利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる活動とされている。

6. したがって、適格要件を条件として、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計モデルは、企業のリスク管理活動をどの項目及び金融商品がヘッジ会計の要件を満たすのかを決定するための基礎として使用しているとされている。

7. IFRS 第 9 号では、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）と比較して、主に次の変更が行われたとされている。

(1) より多くの項目を適格なヘッジ対象として認めている。例えば、IFRS 第 9 号は、企業が次のものをヘッジ対象に指定することを認めている。

① 非金融商品項目の個々のリスク要素（独立に識別可能で信頼性をもって測定可能な場合）

② 相殺しあうリスク・ポジションを含む項目グループの純額ポジション

(2) より多くの項目を適格なヘッジ手段として認めている。例えば、IFRS 第 9 号は、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び金融負債を適格なヘッジ手段として認めている。

(3) ヘッジ手段の除外された構成要素の価値変動の会計処理について、「ヘッジのコスト」アプローチを導入している。具体的には、次のとおりである。

① 買建オプションの時間的価値の事後的変動をその他の包括利益として認識する。

② 先渡契約のフォワード・ポイント及びクロスカレンシー・スワップの外貨ベーシス・スプレッドの事後の変動は、その他の包括利益に認識することができる。

(4) 遡及的な有効性テスト及び 80%から 125%の数値基準を廃止し、原則ベースのヘッジ有効性の要求事項を導入し、次のことを要求している。

① ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の存在

② 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動を支配しないこと

③ ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象のその量をヘッジするために実際に使用しているヘッジ手段の量から生じるヘッジ比率と同じであること

(5) 非金融商品項目について、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された利得又は損失を非金融資産又は非金融負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に含めるとする「ベーシス・アジャストメント」を要求している。

(6) ヘッジ関係を任意に指定解除する選択肢を削除し、その代わりに、ヘッジ有効性の要求事項に準拠するヘッジ比率を維持する目的で既存のヘッジ関係のヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかの指定された量を調整する「バランス再調整」の概念を導入している。

8. 一方、IFRS 第 9 号では、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジという IAS 第 39 号における 3 種類のヘッジ関係並びにヘッジ会計の基本的な仕組みを維持しているとされている。

（IASB が予想した影響）

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用による便益

9. IASB は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用することにより、会計上の結果を企業の実際のリスク管理活動とよりよく合致させることができるようになると予想したと述べている。また、原則ベースのモデルを導入することにより、財務諸表が企業のヘッジ戦略の経済的実質を反映することを確保することを図ったとしている。具体的には、IASB は IFRS 第 9 号により次のことを期待したとされている。

(1) 企業がヘッジ活動の業績及び経済的影響を説明するために、一般とのコミュニケーションにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に基づかない指標を提供する必要性を減少させること

(2) ヘッジ活動に関する情報及び当該活動が企業の基本財務諸表に与える影響に関する情報を注記において提供することを企業に要求することによって、財務諸表の比較可能性及び財務諸表における透明性を改善すること

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用に伴うコスト

10. IASB は、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項への移行時に、次のことのために企業に初期的なコストが生じるであろうと予想したと述べている。

(1) システム及びプロセスを確立すること（企業の財務・リスク管理と会計機能との間のより良い統合及び組織的な結び付きの確立及び人員の教育を含む）

(2) 既存のヘッジ関係の文書化を更新し揃えること

(3) 投資者、アナリスト及び他の外部関係者に報告される情報の変更を伝達し説明すること

11. IASB は、IFRS 第 9 号に基づくヘッジ会計の適用の継続的コストは（特に、複雑性のより低いヘッジ関係については）IAS 第 39 号の場合よりも低いであろうと予想したと述べている。ヘッジ有効性のテストについての原則ベースのモデルは、ヘッジがリスク管理目的でどのように設計されモニタリングされているのかと直接的に関連付けられているからである。これにより、企業がコストのかかる並行的な会計固有の計算（IAS 第 39 号で要求されている 80%から 125%の有効性テストなど）を行う必要性が減少するとされている。

12. さらに、IASB は、次の理由で、より多くの企業が IFRS 第 9 号に基づくヘッジ会計を適用するであろうと予想したと述べている。

(1) 会計処理を実際のリスク管理活動と合致させることにより、企業がヘッジ会計の要件を満たし維持するための事務的負担が軽減する。

(2) より多くの適格なヘッジ対象（非金融商品項目のリスク要素又は純額ポジションなど）及びより多くの適格なヘッジ手段を認めることにより、ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ関係の範囲が増大する。

13. IASB は、新しいヘッジ会計の要求事項の適用による便益は継続的なものとなり、要求事項を適用することのコストを正当化するであろうと予想したと述べている。当該コストは、主として、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項から IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項への移行時に生じる可能性が高いであろうとされている。

（スポットライト 1 — IASB がこれまでに聞いたこと）

14. IASB は、作成者、監査人、基準設定主体及び証券規制当局からの初期的なフィードバックについて、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項が全体的に意図したとおりに機能していることを示唆していると述べている。当該要求事項は、会計上の結果を企業の実際のリスク管理活動とよりよく合致させるという目的を達成したとされている。

15. 多くの作成者、監査人及び基準設定主体は、80%から 125%の「明確な境界線」の有効性テストの廃止及び非金融商品項目のリスク要素を指定できることを歓迎し、両方を IAS 第 39 号に対する大幅な改善と考えたとされている。利害関係者は、企業がヘッジ対象として自然依存電力の予定取引の変動する名目数量を指定することを認めた IFRS 第 9 号の最近の修正も歓迎し、一部の人々はこの例外を他の取引に拡張することを提案したとされている。

16. しかし、一部の作成者、監査人及び基準設定主体は、要求事項の適用に重大な判断を要するか又は適用するのに過度にコスト又は負担が生じる可能性がある領域を識別したとされている。そうした領域の例には次のものが含まれるとされている。

(1) 予定取引についての「可能性が非常に高い」という要件

利害関係者は、一部の予定取引について、これらの取引の発生する可能性が非常に高いことを立証することが困難な場合があることに着目した。例えば、地政学的な困難の影響を受ける取引、時期が不確定な長期契約又はディール・コンティンジェント取引が挙げられている。

(2) 「ヘッジのコスト」アプローチ

大半の利害関係者は、当該アプローチによる純損益の変動性の減少を評価しているが、一部の人々は、当該アプローチの適用が運用上複雑であると考えている。また、一部の人々は、IFRS 第 9 号における適用指針が限定的であるため、企業が仮想デリバティブを構築する方法に多様性があると述べている。

(3) バランス再調整の要求事項及び任意の指定解除の禁止

利害関係者は、バランス再調整の概念が十分に理解されておらず、実務でまれにしか適用されていないことに着目したとされている。逆に、任意の指定解除の禁止は、一部の企業が IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することを決定する原因となってきたとされている。

(4) 非金融資産又は非金融負債についてのベーシス・アジャストメント

利害関係者は、概念的にはこの要求に同意しているが、ベーシス・アジャストメントの適用が特に棚卸資産に対して、運用上複雑になる場合があることに着目した。これは、一部の企業が棚卸資産の費用を追跡してその後に純損益に認識する方法によるものとされている。

（コメント提出者への質問）

17. 本情報要請においては、前項までの IASB スタッフの分析を踏まえ、次の事項が質問されている。

質問 1 — IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価
IASB は、回答者の見解が次のようであるかどうかを理解したい。

(a) IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項は、その目的を果たしている。そうでない場合は、その理由を説明されたい。

(b) IFRS 第 9 号の要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行の全体的な適用開始時の及び継続的なコストは、おおむね IASB が予想したとおりである。回答者の見解が、全体的なコストは予想よりも著しく大きいというものである場合には、その理由、IASB がこれらのコストをどのようにして削減することを提案するのか、及び回答者の提案が要求事項の便益にどのように影響を与えるのかを説明されたい。

(c) 企業が IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用することからもたらされる情報の利用者にとっての全体的な便益は、おおむね IASB が予想したとおりである。回答者の見解が、全体的な便益は予想よりも著しく低いというものである場合には、その理由及び IASB が当該情報の有用性を改善するために何ができるのかを説明されたい。

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の予想されるコストと便益は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BCE.174 項から BCE.238 項に示されている。

回答者は、IAS 第 39 号の廃止案の時期及び方法に関する見解を共有することもできる。特に、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用に関する経過措置及び IAS 第 39 号の廃止時に追加的な要求事項を加える必要があるかどうかを考慮されたい。

質問 2　IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の全体的な評価

（IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求）

18. IASB は、IFRS 第 9 号に関するプロジェクトの一環として、企業のリスク管理活動及びヘッジ会計が企業の財務諸表に与えている影響を利用者がよりよく理解できるようにするために、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求も修正したと述べている。

19. IASB は、具体的には、修正後の IFRS 第 7 号は、企業が各リスク区分について以下の情報を財務諸表における単一の注記（又は独立のセクション）に開示することを要求していると述べている。

(1) 企業のリスク管理戦略

(2) 企業のヘッジ活動が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるのか

(3) ヘッジ会計が企業の財務諸表に与えた影響

（IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の予想される影響）

20. IASB は、IFRS 第 7 号における修正後の開示要求は提供される情報の有用性を次のことによって改善するであろうと予想したと述べている。

(1) ヘッジ戦略の目的、実行及び経済的成否のより明確でより透明性の高い像を提供するために、開示をリスク管理活動に合致させ、それにより非 GAAP 指標に対する利用者の依存度を低減させること

(2) ヘッジの実際のコスト（オプションの時間的価値、先渡要素及び外貨ベーシス・スプレッドなど）を、説明されていない純損益の変動性の発生源としてではなく、保護を得ることのコストとして表現することにより、利用者がよりよく理解できるようにすること

21. IASB は、企業に当該情報を財務諸表における単一の注記（又は独立のセクション）において表示することを要求することで、利用者にとっての分析のコストが低減され、利用者が異なる企業にまたがる情報を容易に見つけ、比較することができるようになると予想したと述べている。

22. さらに、IASB は、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求の修正は、企業がより多くのデータを捕捉することを要求することになり、適用開始時のコストと継続的コストの両方を生じさせるが、その継続的コストは、企業がこれらの開示のためのデータ収集を企業の財務報告のシステム及びプロセスに直接に組み込んだ後には、大きく低減される可能性があると予想したと述べている。

（スポットライト 2 ― IASB がこれまでに聞いたこと）

利用者及び他の利害関係者の見解

23. IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求に関しての財務諸表利用者、監査人、基準設定主体及び証券規制当局からの初期的なフィードバックでは意見が分かれていたとされている。

24. 少数の利用者が、IFRS 第 7 号の修正により企業がリスク管理活動に関して、より意思決定に有用な情報を開示する結果となったと述べたとされている。しかし、一部の利用者、監査人、基準設定主体及びある証券規制当局は、企業の開示が次のようになっていると述べたとされている。

(1) 細かさの水準が著しく異なっている。その中には、提供されている情報が集約されすぎていて利用者の意思決定に有用でない場合がある。例えば、一部の企業はヘッジの非有効性を他の費用と一括して表示又は開示している。

(2) 簡潔で情報に富むものではなく、長大で紋切り型であることが多い。

(3) 文脈が欠けていることが多い。例えば、ヘッジ手段の平均価格（又はレート）が単独で開示されていることが多く、直物レート又は市場ベンチマークと比較しないと意思決定に有用な情報をほとんど提供しない。

(4) 企業間の一貫性が欠けている。例えば、当報告期間のヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動を開示している企業もあるが、公正価値の変動累計額を開示している企業もある。

25. また、一部の利用者及び監査人は、利用者が以下に関する追加的な情報から便益を受けるであろうとも述べたとされている。

(1) 企業のバランス再調整の決定及びヘッジ関係の終了の理由

(2) 企業の経済的及び構造的なヘッジ活動

(3) ヘッジの存続期間及びヘッジの更新に対するアプローチに関する企業の予想

26. さらに、一部の利用者は、自らの定量的モデル（例：将来の利益又はキャッシュ・フローを予測するためのモデル）において詳細な開示を常に使用しているわけではないが、企業によるヘッジ会計の適用を有効なリスク管理の指標として見ていると述べたとされている。

作成者の見解

27. 多くの作成者が、IFRS 第 7 号で要求されている情報を提供することは、次の理由で、過度にコストと負担がかかる可能性があると述べたとされている。

(1) IT システムはデータを自動的に生成するようには構成されていないことが多く、手計算が必要となる。

(2) 開示は広範な監査手続の対象となり、監査報酬を増大させる。

（コメント提出者への質問）

28. 本情報要請においては、前項までの IASB スタッフの分析を踏まえ、次の事項が質問されている。

質問 2 — IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の全体的な評価
IASB は、回答者の見解が次のようであるかどうかを理解したい。

(a) IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求は、その目的を果たしている。そうでない場合は、その理由を説明されたい。

(b) IFRS 第 7 号の要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行の全体的な適用開始時の及び継続的なコストは、おおむね IASB が予想したとおりである。回答者の見解が、全体的なコストは予想よりも著しく大きい又は要求される情報の提供に過大なコストや労力を要するというものである場合には、次のことを説明されたい。

(i) その理由（具体的な要求事項及びコストの発生要因を特定して）

(ii) IASB がこれらのコストをどのようにして削減することを提案するのか

(iii) 回答者の提案が要求事項の便益にどのように影響を与えるのか

(c) 企業が IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求を適用することからもたらされる情報の利用者にとっての全体的な便益は、おおむね IASB が予想したとおりである。具体的には、次のことを説明されたい。

(i) 提供されている開示のうちどれが最も有用であるのか、また、その理由

(ii) 回答者の見解では、提供されている情報は、企業のヘッジ活動を利用者が理解できるようにするという目的を果たすために十分であるかどうか

(iii) 情報の全体的な便益が予想よりも著しく低い場合には、その理由、及び IASB が当該情報の有用性を改善するために何ができるのか

IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の予想されるコストと便益は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BCE.174 項から BCE.238 項に示されている。

質問 3　この適用後レビューに関連性のあるその他の事項

29. 利害関係者は、この適用後レビューに関連性のあるその他の事項のうち、この情報要請における追加的な質問で具体的にカバーされていない事項に関するフィードバックを共有することもできるとされており、次の事項が質問されている。

（コメント提出者への質問）

質問 3 — この適用後レビューに関連性のあるその他の事項
IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び関連する IFRS 第 7 号の開示要求の適用後レビューの一環として IASB が検討すべきその他の事項はあるか。もしあれば、適用後レビューの目的[2]を考慮してその理由を説明されたい。

[2] 適用後レビューの目的は、新基準書又は基準書の大規模修正の要求事項の適用が一般目的財務報告

III. 質問に関するコメントの概要

30. 事務局では、本情報要請に対する ASBJ からの意見発信の基礎を形成するために、金融商品専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会の専門委員に対し、質問票（以下「本質問票」という。）によりコメントを求めた。

31. 本質問票の質問項目は、次のとおりである。

番号	項目
質問 1	IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項に関して、 (1) 本情報要請 14 ページの「スポットライト 1 — IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項についてこれまでに聞いたこと」に関し、記載されている事項以外で追加的なコメントはあるか。 (2) 本情報要請 15 ページの「質問 1 — IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価」に記載されている質問に関し、コメントはあるか。
質問 2	IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求に関して、 (1) 本情報要請 17 ページの「スポットライト 2 — IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求についてこれまでに聞いたこと」に関し、記載されている事項以外で追加的なコメントはあるか。 (2) 本情報要請 18 ページの「質問 2 — IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の全体的な評価」に記載されている質問に関し、コメントはあるか。
質問 3	本情報要請 19 ページの「質問 3 — この適用後レビューに関連性のあるその他の事項」に記載されている質問に関し、コメントはあるか。

（質問 1）

32. 質問 1(1)を通じて寄せられた主な意見は、次のとおりである。

(1) IFRS 第 9 号では 80%から 125%までの有効性に関する定量基準は廃止されているものの、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的な相殺関係を評価する際の参考指標として、従来の有効性指標を補助的に利用している。

(2) 変動するポートフォリオ全体を動的に管理する金融機関の実務を会計に表すことは現在の IFRS 第 9 号では不十分と考えているが、リスク軽減会計のプロジェクトで検

書の利用者、作成者、監査人及び証券規制当局に与える影響が、新しい要求事項が開発された際に意図されたものであったかどうかを評価することであるとされている。

討がなされていると理解している。

(3) 「ヘッジのコスト」アプローチにおける煩雑性への対応として、例えば、米国基準におけるヘッジ手段の Actual Cost に基づいた会計処理のような方法も検討いただきたい。

(4) 低価テスト（Lower of Test）が片側方向に着目することから生じる実務上の煩雑さに鑑みると、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいても公正価値ヘッジのように仮想デリバティブとヘッジ手段の価値変動の差を、プラス・マイナスいずれも損益に計上する方法も選択できるよう検討いただきたいという意見がある。

(5) IFRS 第 9 号では項目グループをヘッジ対象とすることを認めているものの、「ヘッジ対象の構成内容に変更がある場合、同じヘッジ関係が無条件に継続する」という包括的な枠組みはない。このため、経済的には同じ管理が継続しているにも関わらず、構成契約の入替えに起因して中止・再指定と評価管理が大量に発生すると認識しており、この点はリスク管理の実態を財務諸表に適切に反映しているとは言えないと考える。このため、ポートフォリオの動的な構成入替え、期限前返済を伴うレイヤー指定、ヘッジ関係の継続・部分中止、及び調整額の追跡・償却について、グロスベースでの管理実務を汲んだ追加的な指針又は要件の改善が可能か検討いただきたい。

(6) ポートフォリオ別にリスク管理をしている場合に、基礎ポートフォリオがグロスベースになる可能性がある。このため、リスク軽減会計に個別のプロダクトごとの基礎ポートフォリオを設定できるようにしていただきたい。リスク軽減会計での対応が困難な場合には、IFRS 第 9 号において、実行可能な会計モデルを確保することを検討いただきたい。

33. 質問 1(2)を通じて寄せられた主な意見は、次のとおりである。

(1) IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項は概ね目的を達成している。

(2) IFRS 第 9 号のヘッジ会計に関する要求事項の適用に関する継続的なコストは、概ね IASB が予想した通りと考える。

(3) IAS 第 39 号と比較して、ヘッジ会計に実際のリスク管理活動をより適切に反映できるようになり、監査人との協議においても取引実態に即した建設的な議論が行いやすくなった。具体的には、リスク要素ごとのヘッジ指定、「ヘッジのコスト」アプローチ、グループ純額ポジションに対するヘッジ指定等が認められたことにより、実務上のリスク管理と会計処理との整合性が高まった。

（質問 2）

34. 質問 2(1)を通じて寄せられた主な意見は、次のとおりである。

(1) スポットライト 2 に記載の「(b)簡潔で情報に富むものではなく、長大で紋切り型であることが多い。」に同意する。IFRS 第 7 号に基づく開示には、財務諸表利用者が理解できる情報が不足している事例や、それにより定性的な開示と定量的な開示のつながりが不明確な事例が見られる。この問題へ対処するうえでは、報告企業の「(b)企業の経済的及び構造的なヘッジ活動」を記述することも財務諸表利用者に有用と考えられる。

35. 質問 2(2)を通じて寄せられた主な意見は、次のとおりである。

(1) IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求は概ね目的を達成している。

(2) IFRS 第 7 号のヘッジ会計に関する要求事項の適用に関する継続的なコストは、概ね IASB が予想した通りと考える。

(3) リスク管理戦略については従来から開示しており、IFRS 第 9 号で新たに導入されたバランス再調整、非金融商品項目の個々のリスク要素へのヘッジ指定、「ヘッジのコスト」アプローチ等を活用した取引が限定的であるため、IFRS 第 7 号の開示要求による影響は限定的である。

(4) IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求は、企業のヘッジ活動を利用者が理解できるようにするという目的のためには一部不十分である。

(5) 適用後レビューの過程で開示要求だけが増えていくことは避けるべきである。

（質問 3）

36. 質問 3 については、特段の意見は寄せられなかった。

IV. 本情報要請への対応について

37. 2026 年 3 月に開催された ASAF 会議では、第 252 回金融商品専門委員会及び第 79 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見を踏まえ、事務局から次の点を発言した。

(1) ヘッジ会計に関する IFRS 第 9 号と IFRS 第 7 号の要求事項は、特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を使用する企業のリスク管理活動の影響を財務諸表において表現するという目的を達成していると考えている。現時点で、IASB が調査すべき具体的な事項を識別していないが、IASB が情報要請を公表

した時点で追加的なアウトリーチを行い、正式なコメントを提出することを予定している。

(2) IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルは、IAS 第 39 号のモデルと比較して、会計と企業のリスク管理活動との合致が強まっているという IASB スタッフの見解に同意する。特に、80%から 125%という定量的な閾値を廃止したことで、リスク管理活動をより忠実に表現しやすくなったと考えている。

38. 前項の ASAF 会議における発言及び本質問票を通じて寄せられた意見を踏まえ、「Ⅱ. 本情報要請の概要」においてお示しした本情報要請の質問項目ごとに ASBJ 事務局による分析及び本情報要請に対するコメント・レターにおける対応方針案を、次項以降においてお示しする。

（質問 1）

39. 質問 1 は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項が目的を果たしているか、また、適用による便益及びコストが IASB の予想したとおりとなっているかについて情報を求めているものであると考えられる（本資料第 17 項参照）。

40. この点、本質問票に対して寄せられたコメントでは、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の目的、便益及びコストに対する全般的な懸念は聞かれていない。

41. 次に、個別論点に関して本資料第 32 項のとおり意見が聞かれている。主な論点は次のとおりである。

(1) 「ヘッジのコスト」アプローチ（本資料第 32 項(3)）

(2) 低価テスト（本資料第 32 項(4)）

(3) 項目グループのヘッジ（本資料第 32 項(5)及び(6)）

42. 前項の論点について、コメント・レターに記載すべきかどうかについての事務局の分析は次のとおりである。

(1) 前項(1)の「ヘッジのコスト」アプローチについては、本資料第 16 項におけるスポットライト 1 において述べられている事項であり、IASB に追加的な情報を提供するものではなく、改めてコメント・レターに記載するほどの点ではないと考えられる。

(2) 前項(2)の低価テストについては、本資料第 32 項(4)の意見において、現行の IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項と異なる定めを設けることが提案されている。この点、適用後レビューの目的は要求事項の適用による影響が新しい要求事項が開発された際に意図されたものであったかどうかを評価することであることを踏まえると、本

情報要請に対するコメント・レターにおいては記載しないことが考えられる。

(3) 前項(3)の項目グループのヘッジについては、項目グループを構成する金融商品が入れ替わる場合のヘッジ会計の適用に関する意見である。これに関し、オープン・ポートフォリオのヘッジについては、2025 年 12 月に公開草案「リスク軽減会計 － IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「RMA 公開草案」という。）が公表されている。ここで、ヘッジ会計は、クローズド・ポートフォリオのために設計された現行の IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項とオープン・ポートフォリオのためのモデル(すなわち、リスク軽減会計）の両方が揃って初めて完全なものとなると考えられる。このため、本情報要請に対するコメント・レターにおいては項目グループのヘッジについて個別的に改善を促すコメントは記載しない一方、オープン・ポートフォリオのためのモデルが不可欠であるためリスク軽減会計の最終化に注力すべきである旨をコメントすることが考えられる。

43. 前項までの分析を踏まえ、質問 1 については、次の点をコメントすることが考えられる。

(1) IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項は概ねその目的を果たしていると考えられる。特に、80%から 125%という定量的な閾値を廃止したことで、リスク管理活動をより忠実に表現しやすくなったと考えている。

(2) IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用による利用者の便益及びコストについて影響分析により予想された影響と著しく異なるとの意見は聞かれていない。

(3) 項目グループを構成する金融商品が入れ替わる場合のヘッジ会計の適用について、我が国の利害関係者から意見が聞かれている。この点、ヘッジ会計はクローズド・ポートフォリオのために設計された IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項とオープン・ポートフォリオのためのモデル（すなわち、リスク軽減会計）の両方が揃って初めて完全なものとなると考える。このため、RMA 公開草案において提案しているリスク軽減会計の最終化に注力すべきである。

（質問 2）

44. 質問 2 は、IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求が目的を果たしているか、また、適用による便益及びコストが IASB の予想したとおりとなっているかについて情報を求めているものであると考えられる（本資料第 28 項参照）。

45. この点、本質問票に対して寄せられたコメントでは、IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の目的、便益及びコストに対する全般的な懸念は聞かれていない。

46. 一方、本質問票に対して寄せられたコメントでは、スポットライト 2 における「簡潔で情報に富むものではなく、長大で紋切り型であることが多い」（本資料第 24 項(2)）とい

う意見に同意し、IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求は、企業のヘッジ活動を利用者が理解できるようにするという目的のためには一部不十分であるという意見が聞かれている（本資料第 34 項(1)及び第 35 項(4)）。ただし、この点は、本資料第 24 項のスポットライト 2 に記載されている事項であり、IASB に追加的な情報を提供するものではなく、改めてコメントするほどの点ではないと考えられる。

47. また、適用後レビューの過程で開示要求だけが増えていくことは避けるべきとの意見が聞かれている（本資料第 35 項(5)）。この点、コメント・レターにおいて開示を追加する提案を行わない場合には、敢えてコメントするほどの点ではないと考えられる。

48. 前項までの分析を踏まえ、質問 2 については、次の点をコメントすることが考えられる。

(1) IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求は概ねその目的を果たしていると考えられる。

(2) IFRS 第 7 号の適用による利用者の便益及びコストについて影響分析により予想された影響と著しく異なるとの意見は聞かれていない。

（質問 3）

49. 質問 3 は、本情報要請における質問で具体的にカバーされていない事項に関するフィードバックを求めるものであると考えられる（本資料第 29 項参照）。

50. 本質問項目に関して、質問票及びこれまでの審議では具体的な意見は聞かれていないことから、本質問項目についてはコメントしないことが考えられる。

V. 今後の対応方針

51. 本資料第 37 項から前項において示した ASBJ 事務局による分析及び本情報要請への対応方針案に基づき、本情報要請に対するコメント・レター案を作成し、企業会計基準委員会、金融商品専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会でご審議いただくことを予定している。

ディスカッション・ポイント
本資料第 37 項から第 51 項で示したコメント・レターにおける対応方針案について、ご意見等あれば伺いたい。

以　上